

# 気象庁の見積書の提出を求める公示

下記のとおり見積合わせを実施する。

## 記

### 1. 見積合わせに付する事項

- (1) 業 務 件 名 クレジットカード方式による公共料金等の決済業務
- (2) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (3) 業 務 期 間 平成31年1月1日～平成31年3月31日  
なお、当該契約期間は履行開始日より3年間を予定している。

### 2. 見積合わせに参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 公示説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100-8122  
東京都千代田区大手町1-3-4  
気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係  
03-3212-8341 (内線2552)

### 4. 公示説明書等の交付期間等

- (1) 交付期間 平成30年10月25日(木)から平成30年11月13日(火) 17時まで
- (2) 交付場所 上記3.に同じ
- (3) 交付方法 電子データで交付する(電子記憶媒体(CD-R等可、USBメモリ不可)要持参)。

### 5. 証明書等提出期限等

- (1) 提出期限 平成30年11月14日(水) 14時  
持参又は、郵送(書留郵便とし、期限までに必着すること。)に限る。
- (2) 提出書類  
・参加資格確認申請書  
・見積書及び内訳書  
・委任状(代理人をして見積をさせる場合にのみ)

### 6. 受託者の決定方法及び日時

- (1) 提出された見積書のうち、最低価格の見積書を提出した者を受託者として決定する。
- (2) 同価見積があった場合は気象庁総務部613共用会議室において、参加者にくじを引かせ決定する。(くじを引かない者があるときは、見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。)
- (3) 決定日時 平成30年11月15日(木) 11時以降

### 7. 契約保証金

免除する。

### 8. その他

- (1) 2.に示す資格を有しない者及び見積書提出に関する条件に違反した見積書は無効とする。
- (2) 受託者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 受託者決定後、契約書を作成する。

平成30年10月25日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 坪井 史憲